

関自監旅第198号の2
関自旅二第2006号の2
関自保第192号の2
令和8年10月1日

一般社団法人 埼玉県ハイヤー・タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知
願います。

公 示

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

平成21年9月30日付け、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和8年10月1日

関東運輸局長	澤井	俊
東京運輸支局長	勝家	省司
神奈川運輸支局長	菊池	雅彦
埼玉運輸支局長	手塚	雅司
群馬運輸支局長	堀越	千秋
千葉運輸支局長	加藤	幸生
茨城運輸支局長	田中	幸久
栃木運輸支局長	栗田	英樹
山梨運輸支局長	茂木	明

記

別紙新旧対照表のとおり改める。

附 則（令和8年10月1日 関自監旅第198号、関自旅二第2006号、関自保第192号 一部改正）

1. 本公示は、令和8年10月1日から施行する。
2. 令和8年9月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づき許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成21年9月30日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年1月27日 一部改正 平成22年3月29日 一部改正 平成24年4月13日 一部改正 平成25年9月20日 一部改正 平成26年1月27日 一部改正 平成26年4月30日 一部改正 平成29年1月16日 一部改正 平成29年3月16日 一部改正 平成30年4月16日 一部改正 令和2年11月27日 一部改正 令和3年5月31日 一部改正 令和5年9月29日 一部改正 令和6年3月29日 一部改正 令和6年9月25日 一部改正 令和7年3月11日 一部改正 令和8年10月1日 関東運輸局長 谷俊広 東京運輸支局長 矢田淑雄 神奈川運輸支局長 石橋健 埼玉運輸支局長 上岡一雄 群馬運輸支局長 栗本久	一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づき許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成21年9月30日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年1月27日 一部改正 平成22年3月29日 一部改正 平成24年4月13日 一部改正 平成25年9月20日 一部改正 平成26年1月27日 一部改正 平成26年4月30日 一部改正 平成29年1月16日 一部改正 平成29年3月16日 一部改正 平成30年4月16日 一部改正 令和2年11月27日 一部改正 令和3年5月31日 一部改正 令和5年9月29日 一部改正 令和6年3月29日 一部改正 令和6年9月25日 一部改正 令和7年3月11日 一部改正 令和7年3月11日 関東運輸局長 神谷俊広 東京運輸支局長 矢石淑雄 神奈川運輸支局長 石橋健 埼玉運輸支局長 上岡一雄 群馬運輸支局長 栗本久

千葉運輸支局長 飯 村 勉 茨城運輸支局長 鬼 沢 秀 通 栃木運輸支局長 四月朔日功一 山梨運輸支局長 春 原 俊 男	(略) 2. 法令違反に係る点数制度 (1) (略) (2) 4. (1)④各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1)のほか、 4. (1)④各号に掲げる違反ごとに<u>60点</u>の違反点数を付すものとする。ただし、4. (1)④ロに該当したことに伴って4. (1)④ニに該当する場合の違反点数は、合わせて<u>60点</u>とする。 (略) 4. 事業の停止処分 (1)・(2) (略) (3) (1)④の場合の事業の停止期間は、(1)④各号に掲げる違反ごとに<u>60日間</u>とする。 ただし、(1)④ロに該当したことに伴って(1)④ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて<u>60日間</u>とする。 (4)～(10) (略) (略) 附 則 (略) 附 則 (令和8年10月1日 関自監旅第198号、関自旅第2006号、関自保第192号 一部改正) 1. 本公示は、令和8年10月1日から施行する。 2. 令和8年9月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。
---	---

千葉運輸支局長 飯 村 勉 茨城運輸支局長 鬼 沢 秀 通 栃木運輸支局長 四月朔日功一 山梨運輸支局長 春 原 俊 男	(略) 2. 法令違反に係る点数制度 (1) (略) (2) 4. (1)④各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1)のほか、 4. (1)④各号に掲げる違反ごとに<u>30点</u>の違反点数を付すものとする。ただし、4. (1)④ロに該当したことに伴って4. (1)④ニに該当する場合の違反点数は、合わせて<u>30点</u>とする。 (略) 4. 事業の停止処分 (1)・(2) (略) (3) (1)④の場合の事業の停止期間は、(1)④各号に掲げる違反ごとに<u>60日間</u>とする。 ただし、(1)④ロに該当したことに伴って(1)④ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて<u>30日間</u>とする。 (4)～(10) (略) (略) 附 則 (略) (新設)
---	--

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について(平成21年9月30日付け閣内監旅第219号、閣内旅二第1116号、閣内保第230号)別表第1(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準)

新			旧		
適用条項	違反行為	項目	基準日車等	違反事項	違反事項等
運輸規則第7条の3第1項	運送引取書の交付義務違反 1 未交付 2 記載事項等の不備	項目	初違反 60日車 警告 120日車 10日車	違反事項	初違反 再違反
運輸規則第7条の3第2項	運送引取書の写しの保存義務違反	項目	60日車	(新設)	(新設)
運輸規則第28条の3第1項	運行指示書の作成等義務違反 1 運行指示書の作成、指示又は誘行の義務違反 2 記載事項等の不備	項目	30日車 警告 10日車	(新設)	(新設)
運輸規則第28条の3第2項	運行指示書の保存義務違反	項目	30日車	(新設)	(新設)